

平成 30 年 10 月 19 日

「地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会」の設置と
第 1 回会合の開催について

資源エネルギー庁
新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室

平素より再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

平成 30 年 7 月 3 日に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、“2030 年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の確実な実現を目指し、主力電源化への布石を打つ”としましたが、主力電源として持続的に発電事業を行うためには、①地域において立地の理解が得られること、②地方創成につながる事業化や事業体の育成がなされること、③円滑な事業継続に向けたメンテナンス体制が構築されること、といった環境整備が不可欠です。

これを踏まえ、地域社会において持続的に再生可能エネルギーが利用されていくための関係者間による情報共有の場として、本連絡会を設置します。

第 1 回会合は、上述①の地域理解醸成をテーマとして、下記の要領で開催します。改正 FIT 法では、地域共生を促すため地域とのコミュニケーションを努力義務とするとともに、条例を含む他法令違反がある場合は、認定の取消もありうるようになっていきます。こうした仕組みが発電事業者や地方自治体に浸透し、地域理解醸成が円滑に進むよう本会合で情報発信を行います。

なお、会議資料等の情報は HP「なっとく！再生可能エネルギー」上で公表し、広く閲覧可能とする予定です。（10月29日掲載予定）

記

会議名：第 1 回 地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会

日 時：平成 30 年 10 月 30 日（火）13：30～15：30

場 所：各経済産業局

北海道経済産業局（北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1）

東北経済産業局（宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3-1）

関東経済産業局（埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1）

中部経済産業局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号）
中部経済産業局電力ガス事業北陸支局（富山県富山市牛島新町11番7号）
近畿経済産業局（大阪府大阪府中央区大手前1丁目5-44）
中国経済産業局（広島県広島市中区上八丁堀6-30）
四国経済産業局（香川県高松市サンポート3-33）
九州経済産業局（福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1）
内閣府沖縄総合事務局（那覇市おもろまち2丁目1番1号）

- 議 題：
- （1）FIT法の枠組みと法執行状況について
発表者：資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室
 - （2）地方自治体における条例制定の事例について
発表者：和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
 - （3）地域との共生を推進するための枠組み事例について
発表者：静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課
大阪府環境農林水産部エネルギー政策課
 - （4）環境影響評価に係る検討状況について
発表者：環境省大臣官房環境影響評価課

<お問合せ先>

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室 渡邊、川島

電話：03-3501-1511（内線 4571）